

# 半田市ふるさと景観賞表彰要綱

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、半田市ふるさと景観条例（平成 22 年半田市条例第 22 号）第 36 条の規定に基づき、本市の優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件（以下「表彰対象建築物等」という。）及び優れた景観の形成に寄与していると認められる活動を行う個人、団体等（以下「表彰対象者等」という。）を表彰し、ふるさとの景観に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

## (表彰対象建築物等及び表彰対象者等)

第 2 条 表彰対象建築物等は、次のとおりとする。

- (1) 周辺の景観との調和に優れているもの。
- (2) 地域社会への配慮がなされているもの。
- (3) デザインが優れているもの。
- (4) 優れたまちなみの形成に寄与しているもの。
- (5) その他この賞の目的にかなうと思われるもの。

2 表彰対象者等は、次のとおりとする。

- (1) 優れたまちなみの形成に寄与する活動を行っている個人又は団体
- (2) その他この賞の目的にかなうと思われるもの。

## (表彰対象建築物等及び表彰対象者等の選定)

第 3 条 表彰対象建築物等及び表彰対象者等の選定にあたっては、市民等からの推薦又は所有者、設計者、施工者等からの応募のあったもののうちから市長が選定する。

2 前項の推薦又は応募にあたっては、市長は、あらかじめ表彰対象建築物等の種類、用途、完成年次等を指定することができる。

## (表 彰)

第 4 条 市長は、表彰対象建築物等の所有者、設計者、施工者及び表彰対象者等に表彰状を授与し表彰する。

## (選考委員会)

第 5 条 表彰対象建築物等及び表彰対象者等の選考その他必要な事項を調査審議するため、半田市ふるさと景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、委員 10 人以内で組織し、委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 選考委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

4 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

(会議)

第7条 選考委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

2 選考委員会の庶務に関する事務の一部又は全部を委託により行うことができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。